

補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて

(令和7年9月2日改定 施行期日：令和7年10月1日 佐賀県健康福祉部)

(総則)

- 1 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。（「佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）」参照）
なお、市町において締結する契約については、市町が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。

(契約の方法)

- 2 契約の方法については、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業を行うために締結する契約については、最も競争性、透明性、経済性等に優れ、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」（「条件付一般競争入札」を含む。以下同じ。）を原則とする。（注意点：多数の参加者を募るための入札公告等を適切に行うこと。）
 - (2) ただし、(1)の原則を貫くと契約までの準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るため、一定の場合には、「指名競争入札」や「随意契約」による調達を例外的な取扱いとして認める。
 - ① 「指名競争入札」を実施しようとする場合は、「一般競争入札」によりがたい理由について知事の承認を得るものとし、この場合、原則として、5人以上の者を指名しなければならない。（注意点：「一般競争入札」によりがたい理由については早めに県と協議すること。）
 - ② 「随意契約」によりことができるのは、予定価格の額が、次に掲げる契約の種類に並び、それぞれに定める額を超えない額とし、この場合、原則として、2人以上の者に見積りを行わせなければならない。ただし、1件の予定金額が20万円未満（物品及び庁舎設備を修繕する場合は、50万円未満）の契約（少額随契）等（別表参照）については、単一の業者から見積書を徴するだけで契約（以下「単一業者との随意契約」という。）できるものとする。（注意点：少額随契以外の単一業者との随意契約については、事前に県に確認すること。）
なお、補助事業者が個人や小規模の法人等の場合で、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争」という。）の実施が困難な理由について知事の承認を得たときは、「随意契約」による調達を例外的に認めるものとする。（注意点：競争の実施が困難な理由については、当該法人等の手続き規程等を確認し、社会通念上も適当と判断される場合に適用する。）
ア 工事又は製造の請負 4,000,000 円
イ 財産の買入れ 3,000,000 円
ウ 物件の借入れ 1,500,000 円
エ アからウに掲げるもの以外のもの 2,000,000 円
オ プロポーザル方式による契約など価格競争に適さないものに係る随意契約
- (3) さらに、地域活性化の観点から、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要があり、別紙①『佐賀県ローカル発注促進要領』

のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。(注意点：県外企業に入札書又は見積書の提出を依頼する場合、県外企業と契約を締結する場合、元請企業が県外企業と下請契約又は材料納入契約を締結する場合等については、事前に理由書を県に提出しなければならない。)

- (4) 加えて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」（障害者優先調達推進法）の趣旨に基づき、障害者就労支援施設等と契約するよう努めなければならない。なお、障害者就労支援施設等とは、次の者をいう。

① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等（障害福祉サービス事業所等）

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 小規模作業所

② 障害者を多数雇用している企業

- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

③ 在宅就業障害者等

- ・ 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ・ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

(契約事務の事前届出)

- 3 補助事業者は、契約（当該契約を随意契約の方法により締結するものにあつては、1件の予定価格の額が200万円（工事又は製造の請負にあつては400万円、財産の買入れにあつては300万円）を超えるものに限る。）を締結するときは、当該契約に係る事務を執行する前に、次に掲げる事項について知事に届け出ること。(注意点：一般競争入札及び指名競争入札を行う場合は、公告案等を添付すること。)

- (1) 事業内容
- (2) 履行期間
- (3) 契約の方法(一般競争入札、指名競争入札、見積り合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別)及びその理由
- (4) 入札保証金又は契約保証金の要否
- (5) 代金支払の方法
- (6) その他必要な事項

(競争の公告等)

- 4 補助事業者は、競争を行う場合は、次のとおり公告又は通知をしなければならない。

- (1) 一般競争入札を行う場合は、予定価格が5百万円以上5千万円未満の場合は開札日の10日前、5千万円以上の場合は開札日の15日前までに、おおむね次に掲げる事項をインター

ネットを利用して閲覧に供する方法、新聞への掲載、掲示板への掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる。（注意点：別紙①『佐賀県ローカル発注促進要領』に留意するとともに、広く一般に周知すること。）

- ① 一般競争入札に付する事項
 - ② 一般競争入札を行う日時及び場所
 - ③ 一般競争入札に参加する者に必要な資格
 - ④ 郵送による一般競争入札については、郵送の方法並びに到着の日時及び場所
 - ⑤ 一般競争入札の保証金の額並びにこれを納入し、及び返還する時期
 - ⑥ 一般競争入札を無効とする場合
 - ⑦ 一般競争入札を中止とする場合
 - ⑧ 契約内容を示す場所
 - ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、必要な事項
- (2) 指名競争入札を行う場合は、予定価格が5百万円以上5千万円未満の場合は開札日の10日前、5千万円以上の場合は開札日の15日前までに、(1)の①、②及び④から⑨までに掲げる事項を、指名する者に通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる。

(予定価格)

- 5 補助事業者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を封印し、開札を行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。

(最低制限価格)

- 6 補助事業者は、競争により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。（注意点：最低制限価格を設ける場合は、知事が別に定める方法（別紙②『佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領』、別紙③『佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領』）により算出した額とすること。）

(契約締結後の届出)

- 7 補助事業者は、競争により契約を締結した時は、入札結果及び契約書の写しを知事に届け出ること。また、当該契約の内容を変更する場合については、上記3に準じて事前に届け出るとともに、変更契約後、契約書の写しを知事に届け出ること。

（注意点：県外企業と契約を締結する場合等は、別紙①『佐賀県ローカル発注促進要領』により事前に理由書を県に提出しなければならない。）

(別表) 単一の業者から見積書を徴するだけで契約できるもの

契約できる事項	県との協議の要否
ア 購入しようとする物品等と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく、2人以上の者から見積書を徴することが無意味と認められる場合	協議不要 ※「定価販売品につき随契」とし、具体的協議不要
イ 1件の予定価格（年間契約は年間推定金額）20万円未満（物品及び庁舎設備を修繕する場合は、50万円未満）の契約に当たり、2人以上の者から見積書を徴することは、これに要する経費等を考慮するとき、得失相償わないと認められ、かつ、確実に契約の履行が確保できる見込みのある場合	協議不要 ※「少額経費につき随契」とし、具体的協議不要
ウ 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合	協議不要
エ 1者からしか見積書の提出がなく、見積り合わせができる見込みのない場合、又は期日等の都合により再度の見積り合わせの暇がない等、2人以上の者から見積書を徴することができない場合	協議不要
オ 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品等で、その取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができない場合	協議不要 ※「取扱店一店のため随契」とし、具体的協議不要
カ 緊急の必要により、2人以上の者から見積書を徴する暇がない場合	要協議 ※「緊急随契」とし、その具体的理由について協議
キ 過去6ヶ月以内において、当該購入予定物品等の種類及び数量をほぼ同じくする契約（競争入札又は見積り合わせの方法で契約した場合）を締結したことがある物品等について、その後経済上の変動もなく、かつ、購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承した場合	協議不要 ※「〇年〇月〇日一般競争入札（〇年〇月〇日見積り合わせ）による契約価格と同等」とし、具体的協議不要
ク 物品の修繕等でその物品の購入店と契約する方が有利と認められる場合	要協議 ※「購入店と随契」とし、その具体的理由について協議
ケ 現に履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する契約を現に履行中の契約の相手方以外の業者をして履行させることが不利である場合	要協議 ※「〇年〇月〇日締結の契約と関連する契約」とし、その具体的理由について協議
コ 時価に比して著しく有利な価格で契約できる場合	協議不要
サ 競争入札に付し、入札者又は落札者がいない場合	協議不要
シ 落札者以外の入札者が1人のみで、落札者が契約しない場合	協議不要

佐賀県ローカル発注促進要領

(目的)

- 1 この要領は、佐賀県（以下「県」という。）から補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するにあたり、ローカル発注を促進してもらうことで県内企業の受注機会を確保し、雇用の維持を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 「ローカル発注」とは、工事の発注や物件、役務の調達を行うにあたり、県内企業を優先的に活用することである。
- 3 「県内企業」及び「県外企業」とは、表のとおりとする。

区分	県内企業	県外企業
(1) 工事請負契約 (下請契約及び材料納入契約を含む)	○県内に本店を有する者 ○法面工事、ガードレール設置等の安全施設設置工事、電気工事及び管工事について、県内企業と同等の企業活動をしている県外企業(「準県内企業」という。) ※準県内企業とは、県内に支店等を有し、以下の工事区分ごとの要件をすべて満たす者とする。 ①法面工事 ・県内事業所における従業員数が15名以上 ・県内事業所における県内在住従業員比率が2/3以上 ・県内事業所における主任技術者数が5名以上 ・資材置場、倉庫等が県内に有する ・施工実績が100件以上 ただし、設計価格4千万円以上の法面工事については、次の要件をすべて満たす者も準県内企業として取り扱う。 ・県内事業所における従業員数が4名以上15名未満 ・県内事業所における県内在住従業員比率が50%以上 ・県内事業所における主任技術者数が2名以上 ・資材置場、倉庫等が県内に有する ・施工実績が50件以上	左記以外の企業

②設計価格 4 5 0 万円以上の安全施設設置工事

- ・ 県内事業所における従業員数が 4 名以上
- ・ 県内事業所における県内在住従業員比率が 5 0 % 以上
- ・ 県内事業所における主任技術者数が 2 名以上
- ・ 資材置場、倉庫等を県内に有する
- ・ 施工実績が 2 0 0 件以上

③設計価格 3 億円以上かつ特定建設工事共同企業体案件の電気工事（信号機以外）

- ・ 県内事業所における従業員数が 5 0 名以上
- ・ 県内事業所における県内在住従業員比率が 5 0 % 以上
- ・ 県内事業所における主任技術者数が 5 名以上
- ・ 資材置場、倉庫等を県内に有する
- ・ 施工実績が 1 0 0 件以上

④設計価格 3 億円以上かつ特定建設工事共同企業体案件の管工事

- ・ 県内事業所における従業員数が 5 0 名以上
- ・ 県内事業所における県内在住従業員比率が 5 0 % 以上
- ・ 県内事業所における主任技術者数が 5 名以上
- ・ 資材置場、倉庫等を県内に有する
- ・ 施工実績が 1 0 0 件以上

（注）施工実績は、過去 1 0 年間に於いて、国・地方公共団体等が発注した 5 0 0 万円以上の同種の請負工事を元請として施工したもの

物件、役務 の 調達契約	(2) I Tシステム 等 (下請契約を 含む)	○県内に本店を有する者 ○県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上（うちSE数が30人以上）の者 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）
	(3) その他物件、 役務の調達	○県内に本店を有する者 ○県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者 ○誘致企業 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）

（入札等による発注を予定している場合）

- 4 補助事業者は、入札等により発注先を選定する場合、県内企業が参加できるように努めなければならない。また、県外企業から入札書又は見積書の提出を依頼するときは、様式1の理由書を条件付一般競争入札の場合は入札公告前、指名競争入札の場合は指名通知前、随意契約の場合は見積書提出依頼前までに県に提出しなければならない。

（県外企業と契約する場合）

- 5 補助事業者は、県外企業と契約を締結するときは、契約締結前までに県に様式2の理由書を提出しなければならない。ただし、単一企業との随意契約を締結する場合はこの限りでない。
- 6 補助事業者は、第3項の表（1）の工事請負契約又は（2）のITシステム等調達契約を締結した場合において、契約を締結した企業（以下「元請企業」という。）が、下請契約又は材料納入契約を締結するときは、県内企業と締結する旨を要請するものとする。
- 7 前項にかかわらず、元請企業が、県外企業と下請契約又は材料納入契約を締結するときは、補助事業者は様式3の理由書を契約締結前までに元請企業から受領し、速やかに県に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成24年10月9日から施行する。

附則

この要領は、平成26年1月27日から施行する。

附則

この要領は、平成27年10月2日から施行する。

附則

この要領は、令和6年7月26日から施行する。

様式 1

入札等に県外企業の参加を可能にした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約概要	
契約方法 ※該当部分に○	条件付一般競争入札 ・ 指名競争入札 見積合せ随意契約 ・ 単一随意契約 ・ その他方法
契約予定額 ※概算	
県外企業の参加を 可能にした理由	

様式 2

県外企業と契約する理由書

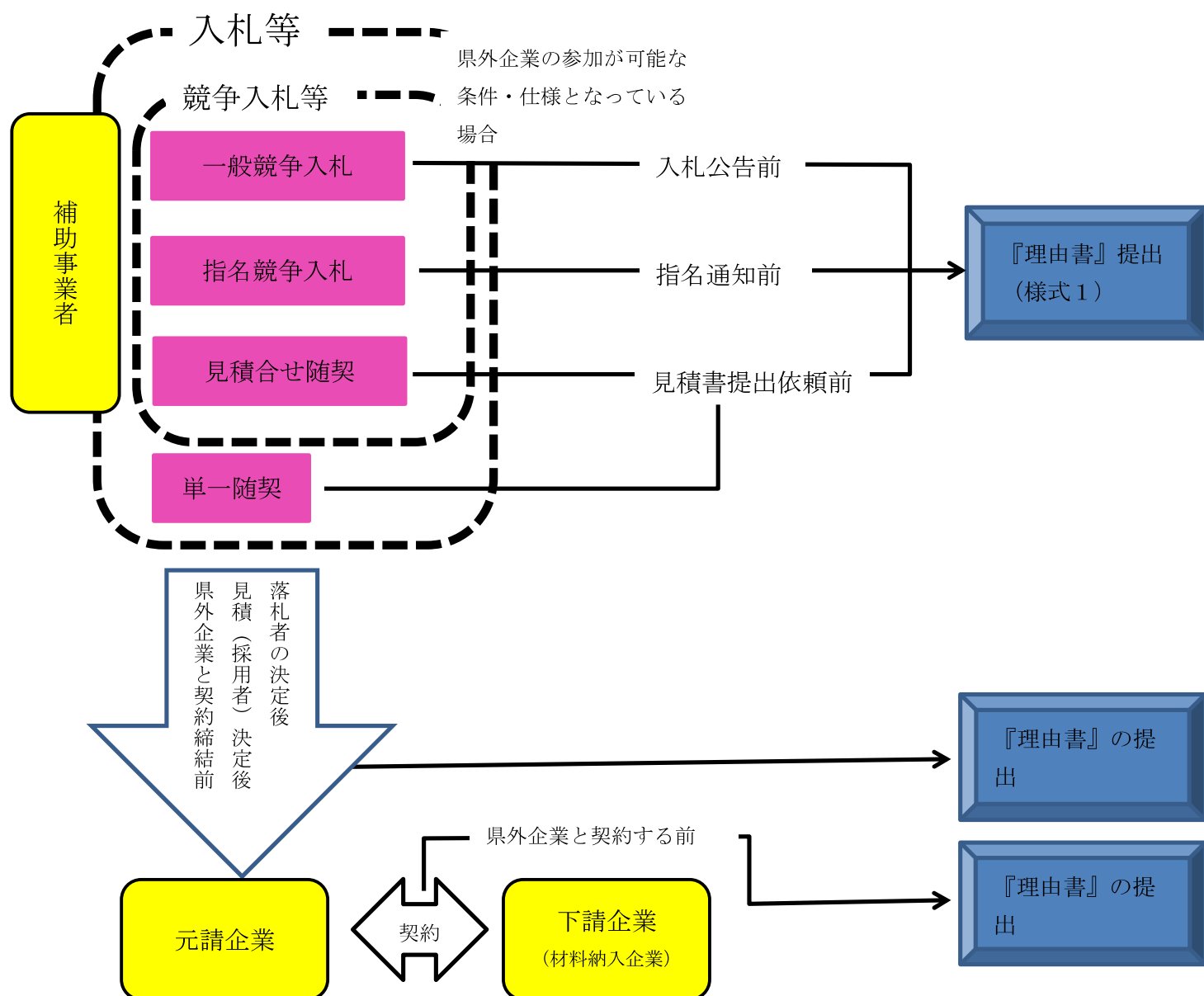
補助事業名	
補助事業者名	
契約する県外企業名	
住所 ※本店の所在地	
契約概要	
契約予定額 ※概算	
理由	

様式 3

下請先（材料納入先）を県外企業とした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
元請企業名	
元請企業が補助事業者 と締結した契約概要	
下請企業名 (材料納入企業名)	
下請企業の住所 (材料納入企業の住 所) ※本店の所在地	
下請（材料）金額 ※税込	
理由	

理由書の提出を求める時期について



佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領

1 目的

この要領は、佐賀県が発注する建設工事の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第107条第2項に基づき最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

2 適用の対象

最低制限価格制度は、競争入札により工事又は製造の請負契約（工事請負費で支出するものに限る。）（以下「工事」という。）を締結しようとする場合について適用する。ただし、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の規定に基づき低入札調査基準価格を設定する工事には適用しない。

3 最低制限価格の設定基準

最低制限価格は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。

4 運用の事務手続

(1) 起工条件書

- ① 収支等命令者（規則第3条の2第1項の規定により事務の再委任を行った場合は、事務の再委任を受けた収支等命令者）は個々の契約ごとに、最低制限価格設定の要否を確認する。

(2) 予定価格及び最低制限価格作成調書等

- ① 最低制限価格の欄には、予定価格に10分の9.2を乗じて算出した最低制限価格（千円未満の金額は切り捨てる）を記載し、入札書比較最低制限価格の欄については、最低制限価格を100分の110で除して得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。
- ② ①により予定価格及び最低制限価格を記載した「予定価格及び最低制限価格作成調書」は「予定価格調書」とともに封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。
- ③ 「予定価格及び最低制限価格作成調書」及び「予定価格調書」の様式については、別添様式によるものとする。

(3) 入札公告

- ① 契約事務担当者は、入札公告において最低制限価格を設けている旨の周知を徹

底する。

- ② 最低制限価格を設けていることを明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

(4) 入札執行

- ① 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。
- ② 入札の結果、入札書比較最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、入札書比較価格及び入札書比較最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行い、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- ③ 前記②において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。
- ④ 入札者全員の入札金額が入札書比較最低制限価格を下回っているときは、入札を取り止める。
- ⑤ 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項及び規則第 107 条にあることを説明する。

附 則

この要領は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 8 年度に締結する契約で所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 109 号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）により改正後の消費税及び地方消費税が適用される契約については、この通知のあった日から適用する。

附 則

この要領は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年８月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

１ この要領は、平成２５年１１月１日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。

（経過措置）

２ 平成２５年１１月１日以後に公告を行うもので、予定契約期間の末日を平成２６年３月３１日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成２６年７月１日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成２９年７月１０日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成３０年１０月３０日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

１ この要領は、平成３１年４月１日から施行し、同日以後に契約を行うものから適用する。

（経過措置）

２ 平成３１年４月１日以後に契約を行うもので、予定契約期間の末日を令和元年９月３０日以前とするものの消費税の取扱いについては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

１ この要領は、令和元年７月１日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用す

る。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領

1 目的

この要領は、佐賀県が発注する建設関連業務委託の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第107条第2項に基づき最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

2 適用の対象

建設関連業務委託最低制限価格制度は、競争入札により建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。

ただし、佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領の規定に基づき低入札調査基準価格を設定する建設関連業務には適用しない。

3 建設関連業務の定義

この要領において「建設関連業務」とは、測量業務、設計業務、建築設計・監理業務、地質調査業務及び補償調査業務並びに建設関連維持管理業務（道路維持業務、道路伐採業務、河川パトロール業務、河川清掃業務、河川伐採業務、道路植栽維持管理業務、公園管理業務等）をいう。

4 最低制限価格の設定基準

- （1） 最低制限価格は、原則として次の式により算出する額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に10分の8.5を乗じた額とし、予定価格の3分の2に満たない場合は予定価格に3分の2を乗じた額とする。

① 測量業務

$$\text{最低制限価格} = \left(\begin{array}{c} \text{測量作業費分（直接測量費＋諸経費} \times 0.6 \text{）} \\ \text{＋} \\ \text{測量調査費分（4－(1)－②設計業務に準じる）} \end{array} \right) \times 110 / 100$$

② 設計業務

（国土交通省基準による積算）

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.45) \times 110 / 100$$

（その他基準による積算）

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接業務費} + \text{技術経費} + \text{諸経費} \times 0.6) \times 110 / 100$$

③ 建築設計・建築工事監理業務

$$\begin{aligned}
 \text{最低制限価格} &= \left(\begin{array}{l} \text{建築設計業務分（直接人件費＋特別経費＋技術料等経費＋諸経費} \times 0.6 \text{）} \\ + \\ \text{建築工事監理業務分（直接人件費＋特別経費＋技術料等経費＋諸経費} \times 0.6 \text{）} \end{array} \right) \times 110 / 100 \\
 \text{④ 地質調査業務} & \\
 \text{最低制限価格} &= \left(\begin{array}{l} \text{一般調査業務費分（直接調査費＋間接調査＋諸経費} \times 0.4 \text{）} \\ + \\ \text{解析等調査業務費分（4－(1)－②設計業務に準じる）} \end{array} \right) \times 110 / 100
 \end{aligned}$$

⑤ 補償調査業務

$$\text{最低制限価格} = (4 - (1) - \text{②設計業務に準じる}) \times 110 / 100$$

⑥ 建設関連維持管理業務

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} \times 0.75) \times 110 / 100$$

⑦ 県単建設関連業務で諸経費を簡便法により積算する業務

$$\text{最低制限価格} = (\text{入札書比較価格} \times 0.85) \times 110 / 100$$

- (2) 前各号の基準算式による算定が困難なものについては、収支等命令者が予定価格の10分の8.5から3分の2の範囲内で定める額とする。

5 運用の事務手続

(1) 起工条件書

- ① 収支等命令者(規則第3条の2第1項の規定により事務の再委任を行った場合は、事務の再委任を受けた収支等命令者)は個々の契約ごとに、最低制限価格設定の要否を確認する。
- ② 設定を要しない場合は最低制限価格欄の無を○で囲む。また、設定を要する場合は有を○で囲み、以下の手続を行う。

(2) 予定価格及び最低制限価格作成調書等

- ① 最低制限価格等の欄に前項の基準により算出した入札書比較最低制限価格(千円未満の金額は切り捨てる。なお、合冊設計の場合については、各々で算出した額を千円未満切り捨てし、合計する。)を記載し、最低制限価格については、記載した入札書比較最低制限価格に100分の110を乗じて得た額を円単位まで記載する。
- ② ①で記載した最低制限価格が予定価格の3分の2以上10分の8.5以下の場合は①で記載した最低制限価格及び入札書比較最低制限価格を採用する。また、①で記載した最低制限価格が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に

10分の8.5を乗じて、予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて算出した最低制限価格（千円未満の金額は切り捨てる）を記載し、入札書比較最低制限価格については、100分の110を除して得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。

③ ②により予定価格及び最低制限価格を記載した「予定価格及び最低制限価格作成調書」は「予定価格調書」とともに封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。

④ 「予定価格及び最低制限価格作成調書」及び「予定価格調書」の様式については、別添様式によるものとする。

（３） 入札公告

- ① 契約事務担当者は、入札公告において最低制限価格を設けている旨の周知を徹底する。
- ② 最低制限価格を設けていることを明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

（４） 入札執行

- ① 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。
- ② 入札の結果、入札書比較最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、入札書比較価格及び入札書比較最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行い、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- ③ 前記②において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。
- ④ 入札者全員の入札金額が入札書比較最低制限価格を下回っているときは、入札を取り止める。
- ⑤ 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び規則第107条にあることを説明する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うも

のから適用する。

附 則

この要領は平成23年10月31日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は平成24年1月31日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は平成24年11月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成25年11月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

(経過措置)

2 平成25年11月1日以後に公告又は指名通知を行うもので、予定契約期間の末日を平成26年3月31日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

この要領は平成26年7月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に契約又は指名通知を行うものから適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日以後に契約又は指名通知を行うもので、予定契約期間の末日を令和元年9月30日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。